解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月六日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により令和八年二月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月八日

福島県河沼郡会津坂下町字五反田一二五二番地二

医療法人遠山眼科医院

清算人　遠山　正孝

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月十八日さいたま地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月八日

埼玉県さいたま市中央区本町東二丁目一一番七号さいたま新都心法律事務所

丸山教藤塚支教会

清算人　弁護士　久田　勝也

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月九日責任役員の定数の全員の議決により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月八日

滋賀県米原市志賀谷一四八一番地

宗教法人梅林庵

清算人　木船　法円

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月十七日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月八日

福岡県福岡市城南区荒江一丁目三一番一三号

サンライフ大名マンション敷地売却組合

代表清算人　井上　秀子

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十二月二十二日開催の総会における決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月八日

福岡県福岡市城南区荒江一丁目三一番一三号

サンライフ大名管理組合

清算人　井上　秀子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月八日

福井県福井市手寄一丁目一二番八号

宗教法人教法寺

清算人　藤原　行順

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月十五日建物に専有部分がなくなったことにより解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月八日

三重県桑名市桑栄町二番地

桑栄ビル管理組合法人

清算人　水谷新左衛門

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、令和八年三月九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月八日

岡山県倉敷市黒崎五六八番地五

医療法人おがた耳鼻咽喉科クリニック

清算人　小形　哲也

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月十一日福岡県知事認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月八日

福岡県糸島市泊一二一六番地二

糸島市泊土地区画整理組合

代表清算人　田中　幸成

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月六日福岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月八日

福岡県太宰府市通古賀六丁目二番六号

医療法人津田内科医院

清算人　津田　勝哉

解散公告（第三回）

当法人は、責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月八日

大分県佐伯市葛港八番三八号

宗教法人西光院

代表清算人　吉良　瑞蕉